

議案第 号

宝塚市立子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市立子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年(2024年) 月 日提出

宝塚市長 山崎 晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市立子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例

宝塚市立子ども発達支援センター条例(平成24年条例第48号)の一部を次のように改正する。

第1条中「日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練並びに治療に係る支援を提供する」を「高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援並びに治療に係る支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う」に改める。

第3条第1項第1号中「第43条第1号」を「第43条」に、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第2項の表福祉型児童発達支援センターの項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第4条第1項第1号中「(以下「福祉型児童発達支援」という。)」を削り、同項第2号中「第6条の2の2第5項」を「第6条の2の2第4項」に改め、同項第3号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改め、同項第4号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

第5条第1項及び第8条第1項中「福祉型児童発達支援」を「児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 号

宝塚市立子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市立子ども発達支援センター条例(平成24年条例第48号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第2項に規定する障害児(以下「障害児」という。)に日常生活における<u>基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練並びに治療に係る支援を提供する</u></p> <hr/> <p>ため、宝塚市立子ども発達支援センターを設置する。</p> <p>(施設)</p> <p>第3条 宝塚市立子ども発達支援センターに次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1) 児童福祉法第43条第1号に規定する<u>福祉型児童発達支援センター</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる施設の名称及び定員は、次のとおりとする。</p> <p>【別記 参照】</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 子ども発達支援センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する<u>児童発達支援(以下「福祉型児童発達支援」という。)を行う事業</u></p> <p>(2) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援(以下「居宅訪問型児童発達支援」という。)を行う事業</p> <p>(3) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援(以下「保育所等訪問支援」という。)を行う事業</p> <p>(4) 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援(以下「障害児相談支援」という。)を行う事業</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用の資格)</p> <p>第5条 子ども発達支援センターにおいて<u>福祉型児童発達支援</u>を受けることができる者は、小学校就</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第2項に規定する障害児(以下「障害児」という。)に<u>高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援並びに治療に係る支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う</u>ため、宝塚市立子ども発達支援センターを設置する。</p> <p>(施設)</p> <p>第3条 宝塚市立子ども発達支援センターに次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1) 児童福祉法第43条 _____ に規定する<u>児童発達支援センター</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる施設の名称及び定員は、次のとおりとする。</p> <p>【別記 参照】</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 子ども発達支援センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する<u>児童発達支援</u> _____ を行う事業</p> <p>(2) 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援(以下「居宅訪問型児童発達支援」という。)を行う事業</p> <p>(3) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援(以下「保育所等訪問支援」という。)を行う事業</p> <p>(4) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援(以下「障害児相談支援」という。)を行う事業</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用の資格)</p> <p>第5条 子ども発達支援センターにおいて<u>児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援</u>を受けることができる者は、小学校就</p>

学前の児童で次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)・(2) (略)

2～7 (略)

(使用料及び手数料)

第8条 子ども発達支援センターにおいて福祉型児童発達支援

を受けた者は、次に掲げる額の合計額の使用料を市に納付しなければならない。

(1)・(2) (略)

2～8 (略)

(略)

学前の児童で次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)・(2) (略)

2～7 (略)

(使用料及び手数料)

第8条 子ども発達支援センターにおいて児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援

を受けた者は、次に掲げる額の合計額の使用料を市に納付しなければならない。

(1)・(2) (略)

2～8 (略)

(略)

【別記】

(現行)

施設の種類	名称	定員
福祉型児童発達支援センター	子ども発達支援センター	50人
診療所	子ども発達支援センター診療所	—

(改正案)

施設の種類	名称	定員
児童発達支援センター	子ども発達支援センター	50人
診療所	子ども発達支援センター診療所	—

第六条の二の二 この法律で、障害児通所支援とは、児童発達支援、~~医療型児童発達支援~~、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援をいい、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事業をいう。

② この法律で、児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他の内閣府令で定める便宜を供与する供与し、又はこれに併せて児童発達支援センターにおいて治療(上肢、下肢又は体幹の機能の障害(以下「肢体不自由」という。))のある児童に対して行われるものに限る。第二十一条の五の二第一号及び第二十一条の五の二十九第一項において同じ。)を行うことをいう。

③ この法律で、~~医療型児童発達支援とは、上肢、下肢又は体幹の機能の障害(以下「肢体不自由」という。))のある児童につき、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて内閣総理大臣が指定するもの(以下「指定発達支援医療機関」という。))に通わせ、児童発達支援及び治療を行うことをいう。~~

③④ この法律で、放課後等デイサービスとは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)又は専修学校等(同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下この項において同じ。)に就学している障害児(専修学校等に就学している障害児にあつては、その福祉の増進を図るため、授業の終了後又は休業日における支援の必要があると市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。))が認める者に限る。)につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練支援、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。

④⑤ この法律で、居宅訪問型児童発達支援とは、重度の障害の状態その他これに準ずるものとして内閣府令で定める状態にある障害児であつて、児童発達支援、~~医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、及び知識技能の付与、習得並びに生活能力の向上のために必要な訓練支援~~その他の内閣府令で定める便宜を供与することをいう。

⑤④ この法律で、保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに通う障害児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに入所する障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。

⑥⑦ この法律で、障害児相談支援とは、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行うことをいい、障害児相談支援事業とは、障害児相談支援を行う事業をいう。

⑦⑧ この法律で、障害児支援利用援助とは、第二十一条の五の六第一項又は第二十一条の五の八第一項の申請に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を定めた計画(以下「障害児支援利用計画案」という。)を作成し、第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定(次項において「通所給付決定」という。)又は第二十一条の五の八第二項に規定する通所給付決定の変更の決定(次項において「通所給付決定の変更の決定」という。)(以下この条及び第二十四条の二十六第一項第一号において「給付決定等」と総称する。)が行われた後に、第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等指定障害児通所支援事業者その他の者(次項において「関係者」という。)との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、当該給付決定等に係る障害児通所支援の種類及び内容、これを担当する者その他の内閣府令で定める事項を記載した計画(次項において「障害児支援利用計画」という。)を作成することをいう。

③④ この法律で、継続障害児支援利用援助とは、通所給付決定に係る障害児の保護者(以下「通所給付決定保護者」という。)が、第二十一条の五の七第八項に規定する通所給付決定の有効期間内において、継続して障害児通所支援を適切に利用することができるよう、当該通所給付決定に係る障害児支援利用計画(この項の規定により変更されたものを含む。以下この項において同じ。)が適切であるかどうかにつき、内閣府令で定める期間ごとに、当該通所給付決定保護者の障害児通所支援の利用状況を検証し、その結果及び当該通所給付決定に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、障害児支援利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。

一 障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと。

二 新たな通所給付決定又は通所給付決定の変更の決定が必要であると認められる場合において、当該給付決定等に係る障害児の保護者に対し、給付決定等に係る申請の勧奨を行うこと。

(平二二法七一・追加、平二六法四七・旧第六条の二繰下・一部改正、平二六法六七・平二八法六五・令四法七六・令四法六六・一部改正)

第四十三条 児童発達支援センターは、次の各号に掲げる区分に応じ地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、当該各号に定める支援を提供する高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設とする。

一 福祉型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練

二 医療型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療

(昭三二法七八・追加、平九法七四・旧第四十二条の二繰下・一部改正、平一〇法一一〇・平二二法七一・令四法六六・一部改正)